

事務所だより

平成26年3月号

日本橋茅場町
安藤社会保険労務士事務所
TEL 03-6206-2320

こんにちは。3月に入りようやく暖かい日も訪れるようになってきました。もう今月末には桜が咲く季節になるのですね、早いものです。さて事務所の引っ越しもこのところの週末にはめずらしく晴天の中、無事に完了し、スタートを切ることができました。これまで事務所を開業して12年目に入りますが引っ越しは茅場町付近で4回目となります。これからもお客様に気軽に訪れてもらえるような事務所をめざし、事務所全員で頑張っていこうと思っています。それでは今月もどうぞよろしくお願ひ致します。

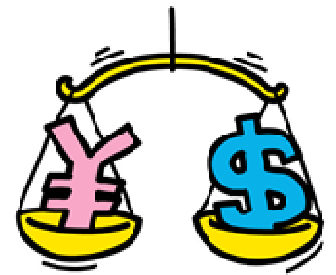
安藤 健一

Contents

- 平成26年度の年金額の改定について
- 競業避止の有効性
- 事務所スタッフより

平成26年度の年金額の改定について

厚生労働省は、平成26年度の年金額を0.7%引き下げると発表しました。これは、国民年金、厚生年金を受給しているすべての人が対象となり、受取額が変わるのは、4月分の年金が支払われる6月からです。



◇年金額改定の経過について

年金額は物価と賃金の変動に応じて毎年度改定しますが、現在支給されている年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下がったにもかかわらず特例的に据え置いた影響で、本来の水準より高い「特例水準」となっています。

そこで、去年10月分から1%の引き下げが実施されましたが、まだ本来の水準より1.5%高いままです。そのため、年金額は段階的に引き下げられることになっており、平成26年度は1%の減額が予定されていましたが、平成25年の物価や賃金の変動を考慮して引き下げ幅が縮小されることになりました。

0.7%の引き下げで、国民年金を満額で受給している人は、月額6万4,875円から475円減って、6万4,400円となります。夫婦2人の標準的な世帯では、厚生年金が22万8,591円から1,666円減って22万6,925円となります。なお、厚生労働省では、平成27年4月にさらに0.5%引き下げる予定です。

◇年金保険料の引き上げ

平成16年度の制度改正により、国民年金と厚生年金の保険料が平成29年度まで毎年引き上げられることが決定しています。平成26年度の国民年金の保険料は4月分から210円上がり、月額1万5,250円になります。そして、会社員が加入する厚生年金の保険料率は、毎年0.354%引き上げられており、現在17.12%（労使折半で負担）ですが、今年9月から17.474%となります。

さらに、厚生労働省は4月から2年間の国民年金保険料を前払いできる制度を導入するため、平成27年度の国民年金保険料を発表しました。それによりますと、平成27年度は平成26年度よりさらに月340円引き上げられ1万5,590円となります。

こうした保険料引き上げの背景には、少子高齢化による年金財政の悪化という現状があります。年金受給者が増える一方で、それを支える年代の人口が減少し続けているのです。

◇国民年金保険料の徴収強化

厚生労働省は来年度から、所得が年間400万円以上で13ヶ月連続して国民年金保険料を滞納している人全員に対し、財産を差し押さえる旨を予告する督促状を送り、強制徴収をする方針です。対象者は約14万人といわれます。

支払いが可能であるにもかかわらず保険料を納付しない滞納者が多数いることは、真面目に納付している方の納付意欲を削ぐことにもなりかねず、連帯の仕組みを危うくすることになるためということです。

納付しなかった場合には税金のように延滞金が課せられ、財産を差し押さえる前の督促も実施されます。督促に応じない場合には財産を差し押さえられることになります。

◇協会けんぽ保険料は、3年連続で据置き

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成26年度における保険料率（全国平均）について、3年連続で10%に据え置く方針を決めました。各都道府県ともに保険料率は変更しません。財政難ではあるものの、大企業の健康保険組合に比べ料率が高いことから、準備金を取り崩すことにして、労使の負担がさらに増えることを避けるねらいです。

◇協会けんぽの介護保険料率引き上げ

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成26年度の介護保険料率を1.72%に引き上げる（前年度比0.17ポイント増）ことを発表しました。介護給付費が年々増加しているに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額（介護納付金）も増加し、700億円程度の赤字が見込まれるためです。



競業避止の有効性

◇競業避止とは？

競業避止とは、自社の社員が同業他社に再就職しないように禁止することをいいます。会社としては、社員が在籍している間に得たノウハウや情報を同業他社で利用されたりすれば、損失は計り知れないものがあります。そうしたリスクを考えると、できるだけ退職する者には同業他社に転職してほしくないものです。そこで、社員に競業避止の義務を課することになるわけですが、果たして、実際のところ競業避止の有効性はどの程度なのでしょう？

◇競業避止の条件について

まず、この問題で真っ先に押さえておかなければならないのは、憲法22条です。いわゆる、「職業選択の自由」を定めた条文で「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」としています。つまり、競業避止は、この憲法22条を制限することになるため、これを有効にするのはかなり大変ではあります。

ただ、裁判例では「競業避止の内容が必要最小限の範囲であり、また当該競業避止義務に従業員に負担させるに足りうる事情が存するなど合理的なものでなければならない」（平12.6.19大阪地裁判決）と条件つきで認めたものや、「習得した業務上の知識、経験、技術は労働者の人格的財産の一部をなすもので、これを退職後にどのように生かして利用していくかは各人の自由に属し、特約もなしにこの自由を拘束することはできない」（昭43.3.27金沢地裁判決「中部機械製作所事件」）と、特約がなければ競業避止の義務を課することはできないとしたものもあります。

競業避止に関する裁判例は数多くあるため有効性の基準を定めるのは困難です。しかしながら、数多くある裁判例を見ると、認められるか否かは下記の条件を総合的に満たしているかどうか重要なポイントになっているのも事実です。

- ①競業避止の対象となる期間、地域、業種や職種を限定している、②在籍中に特別な業務を行っていた、③何らかの代償的な手当を支払っていた、④誓約書や就業規則で定めている

このようになりに限定的な条件が示されており、特に社内における地位の高い者で重要な業務を担っていることが必要だと言えます。そのため、一般社員に関しては余程のことがない限り、認められることがないでしょう。また、競業避止の期間が話題になることもよくありますが、これもケース・バイ・ケースとなっており、3年で認められたケースもあれば1年で認められなかったケースもあります。そのため一般的には2年程度が妥当として誓約書や就業規則に2年と設けているケースが多いようです。競業避止は特に判断が難しい事項ですから、お悩みがございましたらまずは弊所にお問い合わせください。



Q. 国民年金保険料の免除制度について教えてください。

A. 国民年金保険料の免除制度とは、所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下（注1）の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に、本人からの申請後、承認により保険料の納付が免除になります。

国民年金保険料の免除制度により、免除される額は、『全額』『4分の3』『半額』『4分の1』の四種類があります。保険料免除は保険料未納と異なり、免除となっている期間についても、受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります（下すが、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります（下表参照）。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映 (免除時期による反映割合)	
全額納付	○	○	○
全額免除	○	○ (~H21.3月: 1/3・H21.4月~: 1/2)	○
4分の3免除	○	○ (~H21.3月: 1/2・H21.4月~: 5/8)	○
半額免除	○	○ (~H21.3月: 2/3・H21.4月~: 6/8)	○
4分の1免除	○	○ (~H21.3月: 5/6・H21.4月~: 7/8)	○
未納	×	×	×

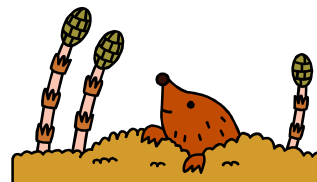
(注1) 保険料免除の所得基準は下記の通りです。前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内である事

- ①全額免除・・・(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
- ②4分の3免除・・・78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ③半額免除・・・118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ④4分の1免除・・・158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。

こんにちは。2月の大雪の時は、皆様ご無事だったでしょうか？数十年ぶりの大雪で、大変な思いをされた方も多いと思いますが、あちらこちらに雪だるまができてるのは見ていて楽しい気持ちになりました。中には、はやりのキャラクターや動物の雪だるまがあったりして、寒い中でも楽しみながら作ったんだろうなとほっこりしました。

ところで、来月から消費税がアップしますね。消費税といえば一番最初の導入は平成元年の3%でした。「消費税」というものが、それはそれは衝撃的だったことを覚えています。今回は8%、そしてまたすぐに大台の10%にあがる予定とのこと。量販店などは、増税前の駆け込み買いをピーアールしていますが、物によっては少し待った方がお得なものもあるそうです。今度の増税時に駆け込み需要が発生し、その後は反動によって価格下落の圧力がかかる可能性があるからだそうです。



見極めるのはなかなか難しいですが、必要なものを必要なときに買うという原点に戻るのが一番、納得できるのかもしれないね。

春は何かと物入りですから、賢い買い物をしたいものです。

草場

《お知らせ》

H26年2月24日から、住所が次の通りに変更になりました。大変お手数をお掛け致しますが住所録等の変更をお願い致します。

電話番号、FAX番号の変更はございません。

《 新住所 》



〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-14-7
日本橋ティュービル 3階
安藤社会保険労務士事務所
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL <http://www.ando-sr.jp/>
e-mail ando@ando-sr.jp
どうぞお気軽にお問い合わせください